

奈良市公報

第109号

令和5年12月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
11	1	468	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
11	1	469	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
11	1	470	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	1	471	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
11	1	472	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
11	1	473	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
11	2	474	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	2	475	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
11	2	476	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
11	6	477	督促状の公示送達	納税課
11	6	478	住民票の職権消除	市民課
11	6	479	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
11	6	480	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	8	481	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告	地域づくり推進課
11	8	482	差押調書の公示送達	滞納整理課
11	9	483	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
11	10	484	令和5年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
11	10	485	住居番号の設定	市民課
11	10	486	令和5年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
11	13	487	放置自転車等の保管	環境政策課
11	13	488	放置自転車等の保管	環境政策課
11	13	489	放置自転車等の保管	環境政策課
11	15	490	奈良市公報号外第25号に掲載	会計課
11	15	491	収納事務の委託	納税課
11	15	492	指定納付受託者の指定	納税課

監 査				
月	日	番号	件名	
11	8	17	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
11	9	18	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
11	1	62	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	15	63	奈良市公報号外第25号に掲載	企業出納課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
11	7	14	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 468 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 5 年 11 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 5 年 11 月 1 日 (水) から令和 5 年 11 月 15 日 (水) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 5 年 11 月 1 日 (水) から令和 5 年 11 月 15 日 (水) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和5年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和4年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ証明書、奈良市ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年奈良市告示第384号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
- (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和5年11月1日揭示済)

奈良市告示第470号

令和5年奈良市告示第158号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和5年11月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中野産婦人科	四條大路一丁目3番57号								○				

に、

ひらのレディースクリニック	西大寺南町5-26T・Kビル西大寺SOUTH4F									○			
広岡西部診療所	赤膚町1032	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

を

ひらのレディースクリニック	西大寺南町5-26T・Kビル西大寺SOUTH4F									○			
---------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

に、別紙2の表中

ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7451

を

ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
-------------	--------------	---------

に改める。

(令和5年11月1日揭示済)

奈良市告示第471号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の規定による令和6年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表する。

令和5年11月1日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積(m ²)	住居番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	76,000	0.7164
		74.8	3-4号館	75,800	0.7164
		74.8	5-6号館	80,300	0.7164
		39.3	6号館	42,100	0.7164
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	19,100	0.7354
		74.9	1-2号棟	94,100	0.7640
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	76,900	0.7148

		64.2	1-2号棟	66,200	0.7148
		64.5	1-2号棟	66,500	0.7148
		71.9	1-2号棟	74,100	0.7148
		74.6	3号棟	76,700	0.7148
		64.2	3号棟	66,000	0.7148
		64.5	3号棟	66,300	0.7148
		71.9	3号棟	73,900	0.7148
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	71,100	0.7440
		64.5	1-2号棟	61,500	0.7440
		71.2	1-2号棟	67,800	0.7440
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	20,400	0.7177
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	21,400	0.7413
		28.0	141-150	22,200	0.7413
		33.8	151-160	24,700	0.7413
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	120,800	0.7679
		60.7	1-2号棟	104,500	0.7679
		55.3	1-2号棟	102,700	0.7720
		70.1	3号棟	115,900	0.7679
		60.7	3号棟	100,200	0.7679
		55.3	3号棟	99,400	0.7720
		60.1	3号棟	99,300	0.7679
		41.6	3号棟	68,300	0.7679
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	15,200	0.7118
		55.4	143-157	21,600	0.7118
		58.8	158-164	22,600	0.7118
		58.8	165-188	22,200	0.7118
		74.6	1-23	97,500	0.7335
		74.6	24-35	95,400	0.7335
		74.9	36-62	94,900	0.7335
		74.9	63-66	95,800	0.7335
		74.9	67-102	98,600	0.7335
		75.0	103-112	96,300	0.7335
		74.9	113-118	92,700	0.7335
		74.9	119-124	106,100	0.7335
		74.8	125-128	106,600	0.7335
		74.8	129-134	108,100	0.7335
		74.9	137-138	107,900	0.7335
		74.9	135-136	104,500	0.7335
		75.0	139-140	95,800	0.7335
		74.8	141-154	112,600	0.7335
		31.4	1-12	16,800	0.7047
		第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91
58.8	92-101			31,800	0.7000
74.8	1-10			91,300	0.7149
74.9	25-28			93,900	0.7149
74.9	11-24			93,000	0.7149

		74.9	29-32	93,900	0.7149
		74.9	33-38	96,700	0.7149
		74.9	39-43	96,700	0.7149
		75.0	44-47	97,200	0.7149
		74.9	48-53	97,000	0.7149
		75.0	54-55	90,700	0.7149
		74.9	56-57	103,900	0.7149
		74.9	58-63	96,700	0.7149
		75.0	64-65	89,900	0.7149
		75.1	66-73	104,400	0.7149
		75.0	74-79	106,500	0.7149
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	55.4	76-105	22,600	0.7024
		75.0	1-28	97,200	0.7187
		74.9	39-43	95,000	0.7187
		74.9	29-38	95,800	0.7187
		74.8	44-49	93,900	0.7187
		74.9	50-53	94,000	0.7187
		74.9	54-55	94,800	0.7187
		74.9	56-59	97,800	0.7187
		75.0	60-67	95,400	0.7187
		75.0	68-71	95,600	0.7187
		74.9	72-75	92,900	0.7187
		74.9	76-77	105,700	0.7187
		74.7	78-79	109,900	0.7187
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	22,300	0.7012
		58.8	21-30	31,600	0.7012
		74.9	1-8	96,300	0.7168
		75.0	9-14	96,800	0.7168
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	86,700	0.7527
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	27,600	0.7394
		37.6	2号棟	26,000	0.7394
		42.1	3号棟	24,900	0.7394
		38.7	4号棟	23,000	0.7394
		42.3	5-6号棟	25,800	0.7394
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	23,900	0.7130
		74.8	101-404	80,800	0.7152
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	46,400	0.7779
		65.0	5-9号棟	56,800	0.7779
		55.0	5-9号棟	48,200	0.7779
		45.0	5-9号棟	39,300	0.7779
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	51,800	0.7935
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1-20	11,500	0.6834
		31.5	21-36	11,200	0.6834
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1-20	10,600	0.6811
		31.5	21-40	11,400	0.6811
西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町及び	47.3	1期	33,700	0.7935

	西之阪町	47.3	2期	33,700	0.7935
		51.1	3期A	47,300	0.7935
		51.1	3期B	47,300	0.7935
横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目及び横井二丁目	80.0	1	31,700	0.7099
		80.0	4, 5, 10, 11	34,500	0.7099
		80.0	6-8, 13-22	35,100	0.7099
		80.0	2	32,800	0.7089
		80.0	3	34,500	0.7089
		80.0	9, 12	35,100	0.7089
		80.0	23, 26-32	32,200	0.7099
		80.0	24, 25	32,200	0.7089
		80.0	34, 36, 41, 45, 48-51	32,800	0.7099
		80.0	35, 37-39, 43, 46, 52-57, 59-65	33,300	0.7099
		80.0	44, 47	32,800	0.7089
		80.0	33, 40, 58	33,300	0.7089
		80.0	88	30,300	0.7099
		80.0	83	30,900	0.7099
		80.0	89, 91	31,500	0.7099
		80.0	66, 70, 78, 87, 99	32,000	0.7099
		80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	32,600	0.7099
		80.0	73, 82, 93	32,000	0.7089
		80.0	68, 75, 80, 81	32,600	0.7089
		80.0	105, 106, 108, 111	50,300	0.7099
		80.0	100-103, 109-115	50,900	0.7099
		80.0	104	50,300	0.7089
		80.0	107	50,900	0.7089
		80.0	207, 212, 213, 215	55,100	0.7099
		80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	55,700	0.7099
		80.0	208	54,000	0.7089
		80.0	202	55,100	0.7089
80.0	205	55,700	0.7089		
80.0	224	57,400	0.7099		
80.0	221	58,500	0.7099		
80.0	218-220, 222, 223	59,100	0.7099		
80.0	225	59,100	0.7089		
80.0	226, 227	61,400	0.7099		
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	80.0	132, 133	48,600	0.7099
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	50,900	0.7099
		80.0	128	50,900	0.7089

		80.0	136-139, 141	50,200	0.7099
		80.0	140	50,200	0.7089
		80.0	143-153	51,300	0.7099
		80.0	154	51,300	0.7089
		80.0	158, 159	51,400	0.7099
		80.0	155-157, 161, 162	51,900	0.7099
		80.0	160	51,900	0.7089
		80.0	163, 167-172, 176-178	51,100	0.7099
		80.0	166	50,500	0.7089
		80.0	164, 165, 173-175	51,100	0.7089
		80.0	181-186	51,900	0.7099
		80.0	179	51,400	0.7089
		80.0	180	51,900	0.7089
		80.0	187-190	59,100	0.7099
		80.0	191, 193, 195, 196	57,700	0.7099
		80.0	192	57,200	0.7089
		80.0	194	57,700	0.7089
		横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3
120.0	1, 4			69,300	0.7099
120.0	2			69,300	0.7089
120.0	5, 6			70,700	0.7099
120.0	7-9			72,100	0.7089
124.6	10			87,000	0.7099
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	53,900	0.7357
		81.0	1-3, 5, 6	54,500	0.7357
		81.0	20	55,700	0.7357
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	56,300	0.7357
		81.0	27-36	57,200	0.7357
		81.0	41, 43-45	59,300	0.7357
		81.0	46, 47	63,100	0.7357
		83.7	102-109	67,700	0.7357
		82.1	48-71	63,600	0.7357
		82.1	110-113	66,300	0.7357
		82.1	72-79, 82-101	64,000	0.7357
		82.1	15-17	61,800	0.7357
		82.1	18	62,400	0.7357
		82.1	21, 22	64,300	0.7357
		82.1	114-119	64,300	0.7357
		82.1	128, 129	65,100	0.7357
		82.1	124-127	65,100	0.7357
		82.1	132, 133	65,800	0.7357
82.1	140, 141	65,800	0.7357		
82.1	80, 81	65,800	0.7357		
82.1	136, 137	66,500	0.7357		

		82.1	122, 123	65, 800	0.7357
		82.1	138, 139	67, 900	0.7357
		82.1	143, 144	64, 900	0.7357
		82.1	134, 135	64, 900	0.7357
		82.1	130, 131	66, 600	0.7357
		82.1	145-148	66, 600	0.7357
		82.1	120, 121	65, 300	0.7357
		82.1	149, 150	65, 900	0.7357
		82.1	151, 152	65, 900	0.7357
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	91, 800	0.7739
第1号 コミュニティ 住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116~609-616	62, 000	0.8223
		65.4	上記以外 6F まで	75, 200	0.8223
		74.7	701-1319	86, 000	0.8223
第2号 コミュニティ 住宅	奈良市紀寺町	74.6	1期 301-403	75, 600	0.7152
		66.1	1期 101, 104, 201, 204	67, 000	0.7152
		46.3	1期上記以外	46, 900	0.7152
		74.6	2期 301-403	79, 000	0.7152
		66.1	2期 101, 104, 201, 204	70, 000	0.7152
		46.3	2期上記以外	49, 100	0.7152
		74.6	3期下記以外	77, 200	0.7152
		66.1	3期 102, 202, 302, 402	68, 400	0.7152
西之阪地区改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5-8, 10-14	18, 700	0.7921
		22.0	15-17, 19, 23	12, 400	0.7921
		22.0	25	15, 200	0.7921
		22.0	26-27	21, 400	0.7921
		28.0	24	20, 600	0.7921
		28.0	25	21, 200	0.7921
		28.0	27	23, 000	0.7921
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	28, 300	0.7089

(令和5年11月1日揭示済)

奈良市告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
湯木 知明	奈良県奈良市南城戸町21	柔道整復	令和5年 5月20日
竹田整骨院			

(令和5年11月1日揭示済)

奈良市告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
竹田 信吉	奈良県奈良市南城戸町21	柔道整復	令和5年 6月5日
竹田整骨院			

(令和5年11月1日揭示済)

奈良市告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年6月12日 奈良市指令整開 第23A-2号

令和5年10月23日 奈良市指令整開 第23A-2-1号

令和5年10月31日 奈良市指令整開 第23A-2-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年11月2日 第1866号

公共施設 令和5年11月2日 第938号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町1392番2、1392番3、1392番4、1392番5、1392番6、1392番7、1329番8、1392番9、1392番10、1392番11及び1392番12

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市渚南町39番23号

株式会社MARUMI 代表取締役 美藤 教造

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市古市町1392番2及び1392番3

下水道：奈良市古市町1392番2及び1392番3の各一部

調整池：奈良市古市町1392番5

(令和5年11月2日揭示済)

奈良市告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和5年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190514	訪問介護	合同会社Honeycomb	奈良県奈良市学園赤松2445-7-101 ノバカネイチ学園前二番館	るりいろケア	奈良市北永井町344-18 2F

(令和5年11月2日揭示済)

奈良市告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和5年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190122	地域密着型通所介護	特定非営利活動法人みんなの夢	奈良県奈良市三条大路一丁目1番93号株式会社マスオ総合事務管理センター内	デイサービスふう・花	奈良市押上町8-1
2990190130	地域密着型通所介護	有限会社きそう第一	奈良県奈良市北永井町384番地の1	愛怜半日デイサービス	奈良市北永井町384番地の1

(令和5年11月2日揭示済)

奈良市告示第477号

令和5年度市・県民税（普通徴収）随時期分、令和5年度市・県民税（特別徴収）6月分、7月分、令和4年度軽自動車税全期分、令和4年度市・県民税（普通徴収）第1期分、第2期分、第3期分、第4期分、令和3年度軽自動車税全期分、令和3年度市・県民税（普通徴収）第1期分、第2期分、第3期分、第4期分、令和4年度市・県民税（特別徴収）4月分、5月分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和5年度市・県民税（普通徴収）	随時期分	令和5年7月20日	令和5年6月30日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	6月分	令和5年8月10日	令和5年7月10日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	6月分	令和5年8月16日	令和5年7月10日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	7月分	令和5年9月12日	令和5年8月10日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	7月分	令和5年9月19日	令和5年8月10日
令和4年度軽自動車税	全期分	令和5年3月20日	令和5年2月28日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第1期分	令和4年7月20日	令和4年6月30日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第2期分	令和4年9月20日	令和4年8月31日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第3期分	令和4年11月18日	令和4年10月31日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第4期分	令和5年2月28日	令和5年1月31日
令和4年度市・県民税（特別徴収）	4月分	令和5年6月21日	令和5年5月10日
令和4年度市・県民税（特別徴収）	5月分	令和5年7月12日	令和5年6月12日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度市・県民税（普通徴収）	第1期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度市・県民税（普通徴収）	第2期分	令和3年9月17日	令和3年8月31日
令和3年度市・県民税（普通徴収）	第3期分	令和3年11月19日	令和3年11月1日

令和3年度市・県民税（普通徴収） 第4期分 令和4年2月18日 令和4年1月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和5年11月17日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年11月6日揭示済)

奈良市告示第478号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和5年11月6日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和5年11月6日揭示済)

奈良市告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104846	居宅介護支援	ひろファーマシー合同会社	奈良市あやめ池南六丁目1番15号	ひろファーマシー居宅介護支援事業所	奈良市あやめ池南六丁目1番15号

(令和5年11月6日揭示済)

奈良市告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所

2970103418	通所介護	有限会社きそう第一	奈良市北永井町384番地の1	あさひデイサービスセンター	奈良市北永井町384番地の1
2970106940	訪問介護	株式会社心木	奈良市神殿町292番地の2	介護支援センターどんぐり	奈良市神殿町292番地の2

(令和5年11月6日揭示済)

奈良市告示第481号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和5年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：都祁吐山町小川口垣内

区域：奈良市都祁吐山町3192番地から3631番地まで

主たる事務所の所在地：奈良市都祁吐山町3604番地

2 申請不動産に関する事項

別紙のとおり

3 公告期間 告示日から3箇月間

令和5年11月8日から令和6年2月7日まで

4 異議を述べることができる者の範囲

異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

6 異議申出書の提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部地域づくり推進課

別紙省略

(令和5年11月8日揭示済)

奈良市告示第482号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和5年11月8日揭示済)

奈良市告示第483号

令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和5年

11 月 1 日から適用する。

令和 5 年 11 月 9 日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ RTU 筋注 (1 価：オミクロン株 XBB. 1. 5) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 165 号) 附則第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第 3 条の規定による改正前の予防接種実施規則 (昭和 33 年厚生省令第 27 号) 附則 (以下「令和 4 年 12 月改正前省令附則」という。) 第 7 条第 1 項第 5 号に規定する方法)	初回接種 (令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項の初回接種をいう。以下同じ。)	12 歳以上の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		令和 5 年秋開始接種 (予防接種実施規則附則第 8 条第 1 項の令和 5 年秋開始接種をいう。以下同じ。)	12 歳以上の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
	コミナティ筋注 5～11 歳用 (1 価：オミクロン株 XBB. 1. 5) (令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項第 4 号に規定する方法)	初回接種	1 回目の接種時において、5 歳以上 12 歳未満の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
		令和 5 年秋開始接種	5 歳以上 12 歳未満の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
	スバキソビッド筋注 (令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項第 6 号に規定する方法)	初回接種	12 歳以上の者	令和 4 年 5 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
		令和 5 年秋開始接種	12 歳以上の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
コミナティ筋注 6 カ	初回接種	1 回目の接種	令和 5 年 9 月 20		

	月～4歳用(1価:オミクロン株XBB.1.5)(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第7号に規定する方法)		時において生後6月以上5歳未満の者	日から令和6年3月31日まで
		令和五年秋開始接種	生後6月以上5歳未満の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで
	スパイクバックス筋注(1価:オミクロン株XBB.1.5)(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第1号から第3号に規定する方法)	初回接種	生後6月以上の者	令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
		令和五年秋開始接種	6歳以上の者	令和5年9月25日から令和6年3月31日まで

備考 既に令和五年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を接種することができない。

(令和5年11月9日掲示済)

奈良市告示第484号

令和5年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和5年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	令和5年6月14日	
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分 令和5年6月30日 第2期分 令和5年7月31日 第3期分 令和5年8月31日 第4期分 令和5年10月2日 第5期分 令和5年10月31日 第6期分 令和5年11月30日 第7期分 令和5年12月28日 第8期分 令和6年1月31日 第9期分 令和6年2月29日 第10期分 令和6年4月1日
	変更後	第1期分 令和5年11月30日 第2期分 令和5年11月30日 第3期分 令和5年11月30日 第4期分 令和5年11月30日 第5期分 令和5年11月30日 第6期分 令和5年11月30日 第7期分 令和5年12月28日 第8期分 令和6年1月31日 第9期分 令和6年2月29日 第10期分 令和6年4月1日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	

別紙省略

(令和5年11月10日揭示済)

奈良市告示第485号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
藤ノ木台三丁目15番3号	登美ヶ丘三丁目9番8号	あやめ池南四丁目5番23号
平松一丁目27番25号	尼辻中町11番23号	大森西町25番27号
平松一丁目27番24号	若葉台一丁目6番4号	七条一丁目18番22号
あやめ池北三丁目7番37-1号	若葉台一丁目6番5号	富雄北三丁目14番26号
あやめ池南六丁目5番2-4号	六条一丁目21番52-6号	富雄北三丁目14番27号
芝辻町一丁目1番14-室番号	六条一丁目21番52-5号	大森西町23番15号
大安寺二丁目8番12-室番号	六条一丁目21番52-2号	
大安寺六丁目9番6-室番号	六条一丁目21番52-3号	
大安寺六丁目9番7-室番号	六条一丁目21番52-4号	
六条西一丁目12番16号	富雄北一丁目8番3-室番号	
大森西町22番10号	菅原東二丁目11番8-室番号	
西登美ヶ丘四丁目10番17号	西登美ヶ丘一丁目10番11号	
あやめ池南六丁目8番21号	若葉台四丁目7番7-7号	
大安寺六丁目16番10-3号	五条二丁目4番26号	
三条宮前町6番14-室番号	百楽園二丁目2番1号	
法蓮佐保山四丁目4番6号	学園南二丁目7番14-1号	
西大寺竜王町一丁目5番27号	秋篠三和町一丁目7番17号	
秋篠三和町二丁目3番19号	帝塚山三丁目16番10号	
三松ヶ丘18番2号	帝塚山三丁目16番8号	

(令和5年11月10日揭示済)

奈良市告示第486号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき令和5年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和5年11月10日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（25名、内4名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
向井 政彦	矢田原町	条例第3条第1項第3号
河野 良文	大安寺二丁目	条例第3条第1項第4号
岡本 年裕	西大寺新田町	条例第3条第1項第5号
植田 和彦	南肘塚町	条例第3条第1項第5号
今西 英雄	西笹鉾町	条例第3条第1項第6号
吉本 俊男	北袋町	条例第3条第1項第6号
池口 光隆	中辻町	条例第3条第1項第6号
中村 信子	般若寺町	条例第3条第1項第6号
森山 節子	鶴舞西町	条例第3条第1項第6号
宮崎 和子	学園朝日町	条例第3条第1項第6号

中村 泰三	中山町西三丁目	条例第3条第1項第6号
森田 博文	京都府木津川市	条例第3条第1項第6号
奥田 明弘	富雄北二丁目	条例第3条第1項第6号
岡田 登志	生駒郡三郷町	条例第3条第1項第6号
中澤 隆	西包永町	条例第3条第1項第6号
小島 孜	生駒市	条例第3条第1項第6号
大谷 喜徳	月ヶ瀬桃香野	条例第3条第1項第6号
廣瀬 辰尚	西九条町	条例第3条第1項第6号
西口 実	山陵町	条例第3条第1項第6号
松下 裕彦	田中町	条例第3条第1項第6号
村上 健一	南京終町七丁目	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部 (152名、内15名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
岡井 孝憲	中之庄町	条例第4条第1号
竹井 友英	生琉里町	条例第4条第1号
坂本 勉	福智院町	条例第4条第3号
高辻 照生	高畑町	条例第4条第3号
久保 英雄	南紀寺町二丁目	条例第4条第3号
山本 弘	紀寺町	条例第4条第3号
松田 吉一	南京終町六丁目	条例第4条第3号
岡橋 正廣	阪新屋町	条例第4条第3号
玉井 瀧美	馬場町	条例第4条第3号
脇阪 昌巳	林小路町	条例第4条第3号
加納 直和	今御門町	条例第4条第3号
長本 晶夫	大宮町二丁目	条例第4条第3号
緒方 庄藤	古市町	条例第4条第3号
武野 義男	大安寺四丁目	条例第4条第3号
舛野 緑郎	七条一丁目	条例第4条第3号
市原 康二	鳥見町四丁目	条例第4条第3号
廣藤 光江	法華寺町	条例第4条第3号
植畑 セツ子	南市町	条例第4条第3号
大西 政男	大安寺四丁目	条例第4条第3号
古荘 凱敬	高畑町	条例第4条第4号
松山 治幸	生駒市	条例第4条第4号
山崎 敏彦	生駒市	条例第4条第4号
倉橋 みどり	西笹鉾町	条例第4条第4号
山下 里加	京都府京都市	条例第4条第4号
坂口 尚子	桂木町	条例第4条第4号
齊藤 昇	柳生下町	条例第4条第4号
八木 幸夫	三条大路四丁目	条例第4条第4号
塚本 強志	法華寺町	条例第4条第4号
伊藤 照夫	毘沙門町	条例第4条第4号
細川 美枝子	四条大路一丁目	条例第4条第4号
三好 力	秋篠町	条例第4条第4号
福田 櫛郎	法蓮町	条例第4条第4号
深美 紀子	学園朝日町	条例第4条第4号

山本 修治	七条西町一丁目	条例第4条第4号
山田 千恵	学園緑ヶ丘三丁目	条例第4条第4号
鳥井 各造	佐紀町	条例第4条第4号
佃井 和代	北京終町	条例第4条第4号
江崎 憲夫	西登美ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
森戸 憲二	鶴舞西町	条例第4条第4号
飯川 政勝	南京終町一丁目	条例第4条第4号
岩本 隆子	杏町	条例第4条第4号
上村 博子	水門町	条例第4条第4号
天春 信雄	富雄泉ヶ丘	条例第4条第4号
安田 和生	学園朝日元町二丁目	条例第4条第4号
辻 健一	南京終町四丁目	条例第4条第4号
矢和多 多姫子	山町	条例第4条第4号
岡崎 きみ子	法蓮町	条例第4条第4号
廣淵 重男	中町	条例第4条第4号
浅倉 二三男	宝来三丁目	条例第4条第4号
吉川 容子	西城戸町	条例第4条第4号
上野 元三	左京二丁目	条例第4条第4号
大塩 順子	中町	条例第4条第4号
川本 慶一	北市町	条例第4条第4号
田坂 美栄子	あやめ池南三丁目	条例第4条第4号
廣瀬 克子	山町	条例第4条第4号
藤田 正紀	神殿町	条例第4条第4号
豊田 泰介	高畑町	条例第4条第4号
東 功	平清水町	条例第4条第4号
櫻井 信一	古市町	条例第4条第4号
山崎 平次	奈良阪町	条例第4条第4号
紀野 かほる	山陵町	条例第4条第4号
上村 悦子	疋田町一丁目	条例第4条第4号
近藤 佳子	肘塚町	条例第4条第4号
中西 弘子	杏町	条例第4条第4号
福山 晴美	中山町	条例第4条第4号
福西 誠	東紀寺町三丁目	条例第4条第4号
藤本 悦子	古市町	条例第4条第4号
栗山 順子	富雄元町一丁目	条例第4条第4号
立辻 己榮子	大宮町七丁目	条例第4条第4号
市原 和子	東登美ヶ丘四丁目	条例第4条第4号
杉本 昭二	南城戸町	条例第4条第4号
上垣内 弘子	大宮町二丁目	条例第4条第4号
宮澤 秀仁	西大寺本町	条例第4条第4号
澤村 静子	法蓮町	条例第4条第4号
川淵 あけみ	法蓮佐保山一丁目	条例第4条第4号
城本 要子	佐紀町	条例第4条第4号
岩井 周加子	法蓮町	条例第4条第4号
中山 晴美	三碓町	条例第4条第4号
稲本 信一	富雄川西一丁目	条例第4条第4号

飯田 輝代	西大寺北町一丁目	条例第4条第4号
祐田 一美	法華寺町	条例第4条第4号
新谷 玲子	南魚屋町	条例第4条第4号
兼松 美幸	学園朝日町	条例第4条第4号
唐澤 昌子	恋の窪二丁目	条例第4条第4号
米谷 斎之	三松二丁目	条例第4条第4号
堀田 勉	東九条町	条例第4条第4号
岸山 志津子	高樋町	条例第4条第4号
稲植 稔子	大宮町四丁目	条例第4条第4号
坂田 尚美	大宮町二丁目	条例第4条第4号
山本 智子	登美ヶ丘二丁目	条例第4条第4号
奥村 安代	今市町	条例第4条第4号
村井 三千代	南京終町一丁目	条例第4条第4号
長澤 聖乃	大安寺町	条例第4条第4号
瀬口 恵里子	三松二丁目	条例第4条第4号
中西 美幸	古市町	条例第4条第4号
藤本 佳代	古市町	条例第4条第4号
丸山 栄子	六条西六丁目	条例第4条第4号
宮川 展子	歌姫町	条例第4条第4号
高見 優子	中山町	条例第4条第4号
有田 早苗	芝辻町三丁目	条例第4条第4号
吉川 恵	鶴舞西町	条例第4条第4号
藤井 真聖	東之阪町	条例第4条第4号
宇田 洋子	神功一丁目	条例第4条第4号
西岡 美弥子	左京二丁目	条例第4条第4号
永尾 康恵	四条大路三丁目	条例第4条第4号
松岡 忠	学園南三丁目	条例第4条第4号
金澤 菜穂美	学園南二丁目	条例第4条第4号
青木 幸子	芝辻町二丁目	条例第4条第4号
上野 政信	生駒市	条例第4条第4号
長見 周平	学園新田町	条例第4条第4号
瀬貝 良美	葛城市	条例第4条第4号
細谷 和海	富雄元町一丁目	条例第4条第4号
片岡 博美	大阪府東大阪市	条例第4条第4号
向井 光太郎	大阪府豊中市	条例第4条第4号
岡田 俊明	阪原町	条例第4条第5号
寺岡 智彦	下狭川町	条例第4条第5号
久保田 昭貴	柳生町	条例第4条第5号
八木 哲郎	疋田町二丁目	条例第4条第5号
中井 浩光	都祁馬場町	条例第4条第5号
大西 晴久	四条大路四丁目	条例第4条第5号
大西 康雄	北之庄町	条例第4条第5号
奥西 清	大和田町	条例第4条第5号
米山 英利	四条大路一丁目	条例第4条第5号
飯田 真司	北市町	条例第4条第5号
谷村 英明	横井二丁目	条例第4条第5号

森 正	西大寺新池町	条例第4条第6号
糸井 康雄	北登美ヶ丘四丁目	条例第4条第6号
四本 雅勇	南京終町	条例第4条第6号
中邨 弘重	西大寺栄町	条例第4条第6号
岡本 光司	神殿町	条例第4条第6号
山本 浩司	富雄元町一丁目	条例第4条第6号
米本 雅文	三条町	条例第4条第6号
森田 佐由美	紀寺町	条例第4条第6号
高橋 幸子	大宮町五丁目	条例第4条第6号
玉木 克彦	大阪府大阪狭山市	条例第4条第6号
土谷 利次	西紀寺町	条例第4条第6号
市川 和男	下三条町	条例第4条第6号

善行表彰の部 (2名22団体、内1名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
岩本 潤三	右京四丁目	条例第5条第1号
アデコ株式会社		条例第5条第1号
ロート製薬株式会社		条例第5条第1号
一般社団法人奈良市歯科医師会		条例第5条第1号
株式会社合人社計画研究所		条例第5条第1号
佐保台第1街区公園GS		条例第5条第6号
四条大路南町自治会ひまわり会		条例第5条第6号
神功みどりの会		条例第5条第6号
ひまわりの会		条例第5条第6号
花いっぱい運動の会		条例第5条第6号
三条大宮町自治会セセラギの水辺ク リーンの会		条例第5条第6号
やまもも会		条例第5条第6号
NPO法人リリーフネット		条例第5条第6号
鳥見グリーンクラブ		条例第5条第6号
ガマード奈良		条例第5条第6号
認知症の人と家族の会奈良県支部 世話人の会		条例第5条第6号
喫茶シャローム2		条例第5条第6号
傾聴ボランティア「なら」		条例第5条第6号
ボランティアグループウインドウズ		条例第5条第6号
鍋屋連絡所の保存・活用と“奈良き たまち”のまちづくりを考える会		条例第5条第6号
転害門前旧銀行建物活用協議会		条例第5条第6号
狭川地区女性防災クラブ		条例第5条第6号
精華地区女性防災クラブ		条例第5条第6号

(令和5年11月10日揭示済)

奈良市告示第487号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年11月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和5年10月19日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年11月13日揭示済）

奈良市告示第488号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年11月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和5年10月30日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 11 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 489 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 13 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 10 月 19 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 11 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 491 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 15 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都品川区大崎一丁目 11-2 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 11 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 492 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定し

たので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都品川区大崎一丁目 11-2 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 指定期間

令和 5 年 11 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 11 月 15 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 8 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

福祉政策課

監査結果公表日 令和 4 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 22 号）

措置結果通知日 令和 5 年 10 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
都市計画総務費の切手類受払簿を査閲したところ、年度末に予算全額分の切手を購入していたが、使用されずに全ての切手が翌年度に繰り越されていた。また、所属長による月締め確認が行われていなかった。 切手類を年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられるため、所管課は必要枚数を適切に把握した上で計画的に切手類を購入するとともに、使用状況、残高等について、月に一度の所属長による確認を適切に受けられたい。 また、都市計画総務費については、令和 4 年度に新設された交通バリアフリー推進課に移管されたが、切手の引継ぎが行われていなかったため、交通バリアフリー推進課が令和 4 年度予算で新たに切手を購入していた。 所管課は、不要な執行を避けるためにも、業務が移管された場合は業務に付随する切手等の財産についても漏れなく引継ぎを行われたい。	監査の指摘以降、切手類の購入については使用数量の適切な見通しを立て、計画的に予算執行を行いました。 あわせて、令和 5 年 1 月以降、月一度の所属長による月締め確認を行うよう改めました。 また、都市計画総務費の切手については、交通バリアフリー推進課へ引継ぎを行いました。 今後、業務の移管による切手の引継ぎの必要が生じた場合は漏れなく引き継ぐこととします。

衛生浄化センター

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 5 年 10 月 5 日

[監査の結果]	[措置の内容]
予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を 1 者からしか徴取していない事例があった。 奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。	令和 5 年度から予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行については、見積書を 2 者以上から徴取し、見積り合わせを実施した上で適正な契約事務を行うよう徹底しています。

(令和 5 年 11 月 8 日掲示済)

奈良市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 9 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司
奈 監 第 75 号
令和 5 年 11 月 8 日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 5 年 9 月 6 日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、公園の固有名称について「a 公園」等一部修正して表記している。

奈良市職員措置請求書

無許可で鉄板が設置されている奈良市管理水路の管理を怠る事実に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

令和 5 年 5 月 9 日に奈良市役所総務課にて土木管理課長他との面談で a 公園に隣接する奈良市管理の水路に設置されている鉄板が無許可であることが判明した。

更に土木管理課長は、当該鉄板設置者に撤去を指導していると隣接住民には説明していたが、5 月 9 日には使用を認めている発言であった。

そもそも違法な不法占用物を容認する権限は奈良市には無いはずである。

今は、認めているのではなく通行させていると土木管理課長のトーンは下がっているが、これは私が前回の住民監査請求をした時以降である。しかし情報公開した土木管理課長補佐の前任者からの引継書では「特例として通行を認める」との記載がある。

水路という財産の管理を怠っているうえに、不法占用者に適正な指導どころか通行させており、文書で不法占用者から「不法占用であることの認識及び不法占用物の撤去する」という確約を取っていない。これは、職員自らが不法占用者への指導が及び腰であると言わざるをえない。

囲繞地通行権のある場所の解決まで土木管理課長は言うが、不法占用者が囲繞地通行権を解決する気がある

のか土木管理課長はどう確認しているのか不明である。この4月から異動してきた土木管理課長補佐にいたっては未だ不法占用者と面談を未だしていない。土木管理課長も不法占用者と面談をしているか疑問である。更に土木管理課は住民から言われないと動かない組織である。

土木管理課長補佐の前任との引継では当該不法占用物を撤去させるとなっているにも拘わらず、土木管理課長はじめ現当該水路の担当者は、自分達の都合の良い見解、これを人道的と思って適正な指導すら出来ていない状況である。言い訳は更に、なかなか会えない、このようなケースは無いと言わんがばかりであるが、行政とは何事も原則に立ち、判断するのが本来である。

不法占用物の通行禁止の看板も令和元年には設置していたが、いつのまにか無くなっていた。現場を定期的に監視していれば、看板が無くなっていることがわかるはずであるが、8月3日に私が設置するよう言っただけで看板を設置すると言う状況である。すぐに実行せず、近隣住民から言われて8月31日以降に設置する始末である。

このような体制では、このまま、半永久的に不法占用されるのが見えてくる。

そもそも囲繞地通行権あるのに当該地が閉鎖されても、不法占用の鉄板があるとなると、不法占用者は、囲繞地通行権について争うことはしないであろうと思われる。土木管理課長が解決するまでと、いかにも期限を切っているかのように私に言ったが、物事しかも違法な案件は期限を切らないと反故にされてしまう。土木管理課がどこまで不法占用者と当該鉄板は不法占用であることを話しているのか疑問である。不法占用者は、自分の通路と周りの者に言っているようである。不法占用物が無ければ、囲繞地通行権を閉された者に奈良市土木管理課がどう対応するのかを監査委員は考えて頂きたい。縦断占有は認めていないはずであり、たまたま違法かつ不法占有物があるから使えよと言う奈良市土木管理課の方針は違法の上塗りにも成りかねない行為である。

奈良市は、まず当該鉄板を撤去させて、人道的に水路を通すならば、もっと簡易な通路を設置するよう不法占用者と協議すべきである。

安全性も分からない鉄板を使用させ、長年経ち、或いは不法占用者が当該住居を転居した場合、鉄板を撤去せず転居した場合、奈良市がその時に代執行するというシナリオまで見えてくる。

そのようなシナリオは数年、いや数十年先であろうが、その時の土木管理課職員が苦勞することになる。監査委員は、このことを考慮いただき監査願いたい。

以上より、不法占用物の撤去指導から通行させることに方向転換したのは水路の財産管理を怠っている。

間違った判断で動いている土木管理課長はじめ土木管理課の当該水路を担当する者に当該鉄板を撤去させることを求める。或いは当該鉄板を除去させ不法占用により利益を得たことへの損害賠償を不法占用者に求めるよう奈良市長に求める。

自分達は適当にしておいて後は、その時の担当がするであろうという行政の悪い面が出ている。土木管理課長はじめ土木管理課の職員は毅然と不法占用者に指導して頂きたい。

今、毅然としないと、不法占用のままの水路が続くこととなる。

2 事実証明書（原則として請求人が用いた名称を記載している。）

- (1) 現場地図と写真
- (2) 令和5年5月9日の土木管理課職員との面談記録及びその後の近隣の方との意見聴取メモ
- (3) 令和5年9月2日の近隣住民との話のメモ
- (4) 奈良市への情報公開で得た資料
- (5) この案件の状況について

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和5年9月14日に要件審査を行った結果、法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

a 公園に隣接する市が管理する水路（以下「本件水路」という。）において、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかどうかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

建設部土木管理課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和5年10月5日に新たな証拠

の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 5 年 10 月 5 日に建設部長、土木管理課長及び同課長補佐に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 本市が管理する法定外公共物である水路について

法定外公共物である水路については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が施行され、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）の一部改正に伴い、平成 16 年に所有権が国から本市に譲与された。

それ以降、奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成 16 年奈良市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、本市が管理している。

条例第 4 条では占用等の行為をしようとする者はあらかじめ市長の許可を受けなければならないこと、条例第 5 条では占用等の許可を受けた者から占用料を徴収することを規定している。また、条例第 6 条では占用料の免除について規定しており、自宅へ横断して入るための通路橋として占用許可した場合には同条を適用し占用料を免除している。

【奈良市法定外公共物の管理に関する条例（抜粋）】

（占用等の許可）

第 4 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可期間満了後引き続きこれらの行為をしようとするときも、また、同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地内において工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して占用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形質の変更をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をすること。

2～5 略

（占用料の徴収）

第 5 条 占用等の許可（前条第 1 項第 1 号に規定する行為に係るものに限る。）を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用料を納入しなければならない。

2 占用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）別表に規定する占用物件 同表に規定する単位及び占用料
- (2) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。） 占用面積 1 平方メートルにつき年額 1,390 円

3～6 略

（占用料の免除）

第 6 条 市長は、占用等の許可に係る工作物等が次のいずれかに該当するものであるときは、占用料を免除するものとする。

- (1) 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事業に係るもの
- (2) 鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に規定する鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者（市長が認める者に限る。）が設ける架空の横断電線又は横断電話線及び各戸引込線

2 前項に規定するもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(2) 本件事案の主な経過について

本件水路上に鉄板を敷き不法占用している者（以下「本件占用者」という。）がいるとの通報が土木管理課にあり、現場を確認したところ不法占用が判明したため、不法占用等違反行為指示票を交付するなど文書や口頭にて本件占用者に対し撤去を指導したところ、鉄板上の占用物の撤去は完了し、現在の不法占用は水路上に敷かれている鉄板のみとなっており、その撤去に向けて折衝を進めている状況である。

詳細は、以下のとおりである。

	日付	主な事項
①	平成31年3月4日～15日	水路上に鉄板を敷き自動車等により不法占用している占用者がいるとの通報が土木管理課にあり、占用状況の確認を行った後、不法占用等違反行為指示票を本件占用者に交付した。
②	平成31年3月22日～4月26日	占用物が撤去されていないため指示票を再度交付した後、現場調査（3回）、口頭指導（2回）を行った。
③	令和元年5月8日	法務ガバナンス課と法的措置に関する協議を行ったところ、法的措置を取る場合には、土地の明渡しを求める民事訴訟の手続によることとなるとの回答であった。
④	令和元年5月9日～21日	現場調査（2回）、文書指導（1回）、口頭指導（1回）を行った。
⑤	令和元年6月10日	鉄板上の占用物の一部撤去を確認した。
⑥	令和元年6月20日～7月12日	現場調査（4回）、口頭指導（1回）を行った。
⑦	令和元年7月18日	文書指導とともに、進入箇所をトラロープで囲った。
⑧	令和元年7月19日～26日	現場調査（2回）、電話による指導（1回）を行った。
⑨	令和元年8月20日	法務ガバナンス課と法的措置に関する協議を行ったところ、公共物の場合、機能を有していれば時効取得はできないこと、水路にガードレール等を設置しても通行権の侵害にはならないとの回答であった。
⑩	令和元年8月28日～11月13日	現場調査（1回）、口頭指導（3回）を行った。
⑪	令和元年11月19日～令和2年1月15日	現場調査（2回）、文書指導（1回）を行った後、本件水路への進入箇所をガードレールとチェーンで封鎖した。
⑫	令和2年4月17日及び6月11日	本件占用者から本件水路への進入箇所の封鎖解除を求める電話があったが、封鎖解除は不可能と回答した。
⑬	令和3年1月～8月頃	本件水路とは別の、本件占用者が公道へ出るため本来通行すべき隣接者の私道がフェンスで囲まれ、通行できない状態となった。
⑭	令和4年10月11日	本件水路上を人が通行しているとの通報が土木管理課にあり、侵入防止のため、A型バリカーを設置した。
⑮	令和5年1月6日	法務ガバナンス課と水路の封鎖に関する協議を行ったところ、上記⑬により本件占用者が本件水路上を通行するしか公道へ出ることができなくなったことを承知の上で、本件水路の封鎖は行うべきではないとの回答であった。
⑯	令和5年1月19日～23日	本件占用者から鉄板上の残りの占用物を撤去するとの電話があり、撤去する搬出口を確保するため、ガードレールの一部撤去を行うとともに、A型バリカーを追加設置した。
⑰	令和5年1月31日	鉄板上の占用物の撤去を確認した。
⑱	令和5年2月20日	不法占用物である水路上の鉄板の撤去に向け、フェンスで囲まれ通行できなくなっている隣接者の私道の通行権の解決に努めるよう本件占用者と協議した。
⑲	令和5年9月19日	フェンスで囲まれ通行できなくなっている隣接者の私道の通行権の解決に向け行動し、進捗を報告するよう本件占用者に口頭指導した。

(3) 本件水路の占用について

本件水路は本市が管理している水路であるが、本件占有者から条例第 4 条に基づく許可申請はなく、本市は占有を許可していない。なお、水路の占有許可は横断占有の場合のみであり、本件のような水路を縦断しての占有について許可申請があった場合、本市では許可は行っていない。

また、本件水路については、鉄板が敷かれている現在の状況でも通水は確保されており、水路としての本来の機能は損なわれてはいない。

3 監査委員の判断

請求人は、(1) 本件水路に許可なく鉄板を設置した本件占有者に対する本市の対応が不十分であること、(2) 不法占有により利益を得ているとして本市が本件占有者に損害賠償請求していないことが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であるとの趣旨を主張しているので、このことについて判断する。

(1) 「本件水路に許可なく鉄板を設置した本件占有者に対する本市の対応に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかどうか」について

法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」については、市が有する財産の管理の執行機関又は職員の懈怠をいうのであり、例えば「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」(昭和 38 年 12 月 19 日付け自治省行政課長通知)とされている。

また、裁判例(横浜地裁平成 20 年 5 月 14 日判決)では、「地方財政法 8 条は『地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。』と定め、また地方自治法 138 条の 2 は、『普通地方公共団体の執行機関は(中略)当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。』と定めている。」とあり、そして、具体的に、いかなる事実が法第 242 条第 1 項の「財産の管理を怠る事実」に当たるかについては、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地(地方自治法 238 条 1 項 1 号)が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法 242 条 1 項所定の財産管理を違法に怠る事実と該当するものと解することができる。」と判示されている。

本件事案を上記の裁判例に照らしてみると、不法な占有物である鉄板の撤去を本市が本件占有者に求めることは当然であるが、認定事実(3)にあるように、直ちに占有物を撤去しなければ本件水路の通水機能が阻害されることやその財産的価値が減少するといった状況にはない。

また、認定事実(2)の経過にあるように、担当課は本件水路の占有状態を確認した後、まずは鉄板上に置かれていた占有物の撤去を求める指導を文書・口頭により継続して行い、本件占有者は鉄板上の占有物を撤去したが、鉄板については撤去しておらず、不法占有の状態は現在も続いている。

しかしながら、本件占有者が公道に出る本来の通路がフェンスで囲まれ通行できないため鉄板を敷いた本件水路を通行するしかない状況が続いていることから、鉄板の撤去について担当課は本件占有者と交渉を続けているものの、現在の対応は人道上の観点からはやむを得ないものと考えざるを得ない。

以上のことを考慮すれば、本件の不法占有に対し執行機関又は職員の懈怠があったとは言えず、何らの措置を講じず財産管理を怠る違法があるとは認められない。

よって、本件水路に許可なく鉄板を設置した本件占有者に対する本市の対応に違法又は不当に財産の管理を怠る事実はないと判断する。

(2) 「不法占有により利益を得ているとして本市が本件占有者に損害賠償請求していないことと違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかどうか」について

不法占有に対する損害賠償に関する裁判例(岐阜地裁平成 24 年 2 月 9 日判決)では、「不法占有者に対し、明渡しを求めず、占有料も請求しないことは、公共財産の管理として適切でなく、地方公共団体の長には債権の行使又は不行使についての裁量はない。他方、債権の行使に経済合理性がないと認められる場合には、行使しないことができるものとするのが法の趣旨である。

占有者に対し占有料を請求・徴収しなければならない場合(請求しなければ違法となる場合)には、占有者の特定、権原の存否に関する調査、占有する土地範囲・面積の確定を行うことによる相当な人的・経済的負担が必要となることが予想され、このような負担が生じる可能性を勘案してもなお占有料を請求・徴収することに経済合理性があるか否かは、事案ごとに容易に判断し得ることではないと考えられるから、経済合理性に適合すべき特段の事情のない限り、占有料を請求しないことをもって直ちに債権の管理を違法に怠るものと評価するこ

とはできないというべきである。」との趣旨が判示されている。

そもそも本件水路においては、敷かれている鉄板は水路の横断占用ではなく縦断占用であり、認定事実(3)のとおり条例第 4 条の占用許可は認められないため、条例第 5 条による占用料を徴収する場合には該当しないことから損害が発生しているとは言えず、不法占用物の撤去を求めている立場の行政が占用料相当額を徴収することとなると、かえって占用を容認することになりかねない。仮に、占用料相当額を損害賠償請求するとしても、請求するための占有者、不法占有状態の始期、占有面積の特定等を含めた債権額の確定を行うには多大な人的・経済的負担が必要となること、また、損害賠償請求の場合は民事訴訟による手続が必要と考えられることから、損害賠償請求権を行使することはかえって経済合理性を欠くこととなり、その不行使が違法であるとは言えないと解される。

よって、損害賠償請求を本市が行っていないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実該当するとまでは言えないと判断する。

これらのことから、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

【意見】

なお、本件住民監査請求については、棄却と判断した。しかしながら、本件水路において事実上不法に通行がなされている現在の状況が望ましいことではないことは言うまでもないところである。本件占有者が本件水路の占有を続けていることについては、私道の通行権が私人間の問題であるため市として直接関わる場所ではないこと、本来の私道が通行できないという現在の状況において不法占有を積極的に排除できないことが人道上の観点からやむを得ない対応であること、以上のことから、市として直ちに解決を図ることが難しい事案であると思料するところである。一方で請求人が不法占有を解消し適正に水路を管理することを本市に求めていることについても、異論を挟むものではないと考える。

これらのことから、鉄板の撤去に関する本件占有者との折衝について、今後は現状の口頭に加え、公文書での通知等により相手方の行動を促し、状況を適時確認しながら早期解決に向け引き続き折衝を行い、適正な水路の管理ができるよう継続して取り組まれない。

(令和 5 年 11 月 9 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 62 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 11 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5 年 11 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町 1239-3	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
山陵町 1079-1	②	分流	
高畑町 374-1	③	合流	
東九条町 1492-1	④	分流	
八条三丁目 712-1	⑤	分流	
中山町 1267-1	⑥	分流	
あやめ池南三丁目 1442-49	⑦	分流	
四条大路五丁目 134-2 の一部	⑧	分流	
七条一丁目 439-2	⑨	分流	

西九条町二丁目 10-12	⑩	分流
古市町 2352-7 他	⑪	分流
山陵町 1479 他	⑫	分流
大安寺六丁目 753-1 の一部他	⑬	分流
宝来町 1123-1 他	⑭	分流

位置図省略

(令和5年11月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会令和5年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年11月7日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和5年11月14日（火） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 許可申請の取下げについて
- (8) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (9) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (11) 知事許可について

(令和5年11月7日揭示済)